

# 職業紹介事業の

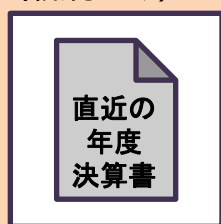
# 新規許可 許可有効期間の更新

## を申請する事業主の方へ

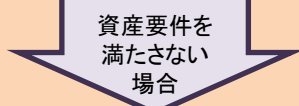
平成23年10月1日より新規許可又は有効期間の更新を予定される場合、**資産要件の審査方法が見直されました。**

### 法人の場合 (現行)

- ◆直近の年度決算書で資産要件を確認
  - ・ 基準資産額が500万円以上 (更新時350万円以上)
  - ・ 現金預金額が150万円以上 (新規のみ)



基準資産額  
= 資産額 - 負債額



■以下によって、基準資産額が増加する旨の申し立てを認めている。

- ①市場性のある資産の再販売価格の評価額が基礎価額を上回る旨の証明書の提出
- ②増資
- ③中間決算書の提出

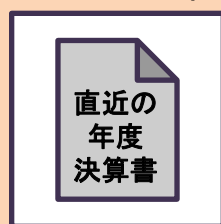
■以下によって、現金預金額が増加する旨の申し立てを認めている。

- 残高証明書の提出

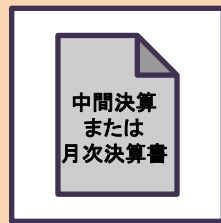
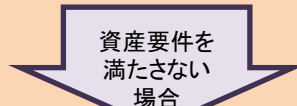
基準資産額を満たさない場合、**直近の年度決算書の額をベースに、資本や現・預貯金の増加額により基準資産額を算定しているが、負債の変動は、考慮していない。**

### 法人の場合 (変更後)

- ◆直近の年度決算書で資産要件を確認
  - ・ 基準資産額が500万円以上 (更新時350万円以上)
  - ・ 現金預金額が150万円以上 (新規のみ)



基準資産額  
= 資産額 - 負債額



■直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合、**公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産と負債の状況をあらためて審査する。**

(※有効期間更新に限り、当面の間、監査証明のほか、公認会計士または監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による取扱も可。)

### 個人の場合 (現行と同じ取扱いです)

#### 青色申告で納税している場合

青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表および納税証明書の提出により審査。

#### 白色申告で納税している場合

白色申告者は、貸借対照表がないため、個人の預貯金の残高証明および固定資産の証明書の提出により審査。